



平成 13 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 幸 楽 苑
代表者の役職名 取締役社長 新井田 傳
(登録銘柄 コード番号 7 5 5 4)
問い合わせ先 取 締 役
経 理 部 長 濱 津 幸 男
T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
<http://www.kourakuen.co.jp/>

株主優待制度の贈呈基準変更に関するお知らせ

平成 13 年 8 月 24 日開催の当社取締役会において、株式売買単位の変更に伴う株主優待制度の贈呈基準変更に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 株主優待の方法 毎年 3 月末日現在の株主（実質株主を含む）に対し、優待券を年 1 回、以下の基準により発行する。

(1) 贈 呈 基 準

| | 所有株式数 | 優待食事券（年 1 回贈呈） |
|---|------------------------------------|--|
| ア | 1,000 株以上 | 一律 20,000 円相当の食事券 （1 枚 500 円の食事券、40 枚） |
| イ | <u>500 株以上</u> <u>1,000 株未満</u> | <u>一律 10,000 円相当の食事券</u> <u>（1 枚 500 円の食事券、20 枚）</u> |

(注) 下線部分は、変更（新設）を示します。

- (2) 利用方法 店舗での飲食に使用する。
- (3) 有効期限 発行日より 1 年間
- (4) 取扱店舗 当社の経営する全店舗（会津っば、伝、幸楽苑、チーフアン）、並びに当社の子会社（株）とんからりんが経営する全店舗（とんからりん）で利用できる。
2. 実施開始期間 平成 14 年 3 月末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主より実施する。

以 上